

## 令和4年6月に海難審判所で言い渡された裁決16件が、ホームページに掲載されました(令和4年8月)

区 分	地方海難審判所（函館2、仙台2、横浜5、神戸3、広島1、門司3）	16件 23隻
海難種類(件)	衝突7、乗揚3、衝突(単)2、転覆1、浸水1、死傷等1、施設等損傷1	計16件
関係船舶(隻)	プレジャーボート9、漁船6、貨物船3、遊漁船3、油送船1、押船1 (プレジャーボート:モーターボート5、水上オートバイ3、ヨット1)	計23隻
死 傷 者(人)	死亡なし、行方不明なし、負傷 6	計6人

上記のうち、神戸地方海難審判所及び広島地方海難審判所の裁決2件について、“概要版”を作成しました  
公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

- ① **富山県伏木富山港で漁船とモーターボートとが衝突した事例**  
伏木富山港の航路内で、係留地に向け航行する漁船と釣り場に向かうモーターボートとが衝突した
- ② **山口県笠戸島沖合で油送船と漁船とが衝突した事例**  
笠戸島西方沖合で、南下する油送船と北上する漁船とが衝突した

海難防止への  
インフォメーション

# ① 漁船A(1.7t) モーターボートB(登録長7.02m) 衝突事件

(伏木富山港の航路内で、係留地に向け航行する漁船と釣り場に向かうモーターボートとが衝突した)

**【海難概要】** 夜間、伏木富山港において、漁船A(1.7t、1人乗組)は、係留地に向け航行中、モーターボートB(登録長7.02m、1人乗組、同乗者3人乗船)は、釣り場に向けて航行中、同港の航路内で、A船の左舷中央部とB船の船首とが衝突した

**(航法の適用)** \* 海上衝突予防法(予防法)第38、39条が適用される

- ・ 伏木富山港は港則法が適用され、同法第14条第1項(航路に入り、又は航路外に出る船舶は航路航行船の進路を避ける)の適用が考えられるが、**B船が法定灯火を表示しておらず、A船からB船が視認できない**ので、同項は適用できない
- ・ 港則法には他に本件に適用できる航法規定がない
- ・ 予防法の**定型的航法**(本件の場合、横切り船の航法)は、**B船の法定灯火不表示により適用できない**
- ・ したがって、予防法第38,39条(**船員の常務**)が適用される

**《原因等》** 夜間、伏木富山港において、

- B 船: **法定灯火を表示しなかったばかりか、見張り不十分で、衝突を避けるための措置をとらなかった**  
B船長: 接近する他船を見落とすことのないよう、**見張りを十分に行うべきであった**
- A 船: 原因は摘示されなかった

**《背景》**

- B船長: ① マリーナ沖合の紅色標識灯やGPSプロッターに表示された航跡を見ることに気をとられていた
- ② 出航準備で失念し、航行中の動力船の法定灯火を表示しなかった

**【発生日時】**

令和2年9月22日  
04時45分

**【発生場所】**

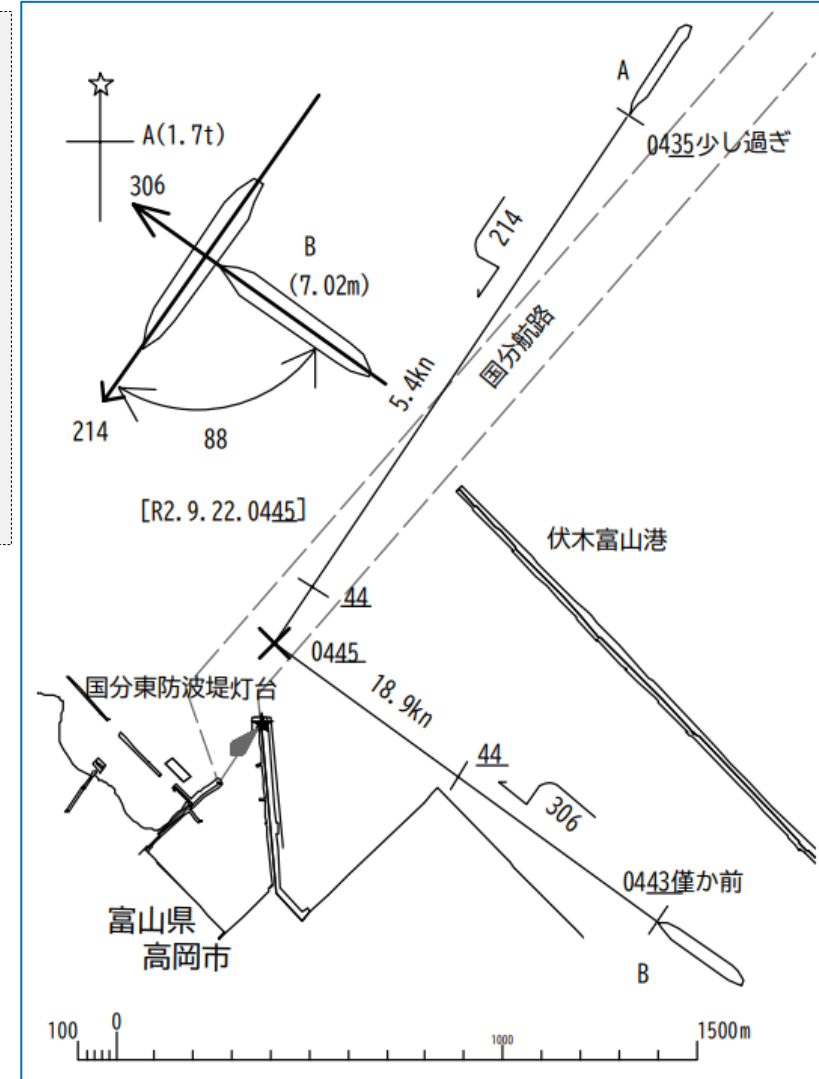
富山県伏木富山港

**【死傷者】**

負傷2人(A船長、B同乗者)

**【損傷等】**

A船: 操舵区画囲壁の脱落、左舷中央部ガンネル等に破損  
 B船: 右舷船首部外板に破口、擦過傷等



**【受審人】**

- (B船) 船長: 小型船舶操縦士 → 1か月業務停止
- (A船) 船長: 小型船舶操縦士 → 不懲戒

**《懲戒》**

海難防止への  
インフォメーション

## ② 油送船A(499トン) 漁船B(4.81トン) 衝突事件

(笠戸島西方沖合で、南下する油送船と北上する漁船とが衝突した)

**【海難概要】** 夜間、笠戸島西方沖合において、油送船A(499トン、5人乗組、空倉)は、愛媛県松山港に向けて南下中、漁船B(4.81トン、1人乗組)は、帰航のため北上中、A船の右舷船首部とB船の右舷船首部とが衝突した

**【発生日時】** 令和2年8月5日 04時08分  
**【発生場所】** 山口県笠戸島西方沖合  
**【死傷者】** なし  
**【損傷等】** A船:右舷船首部外板に擦過傷 B船:右舷船首部舷縁の割損

**《航法の適用》** \* 海上衝突予防法(予防法)第14条が適用される

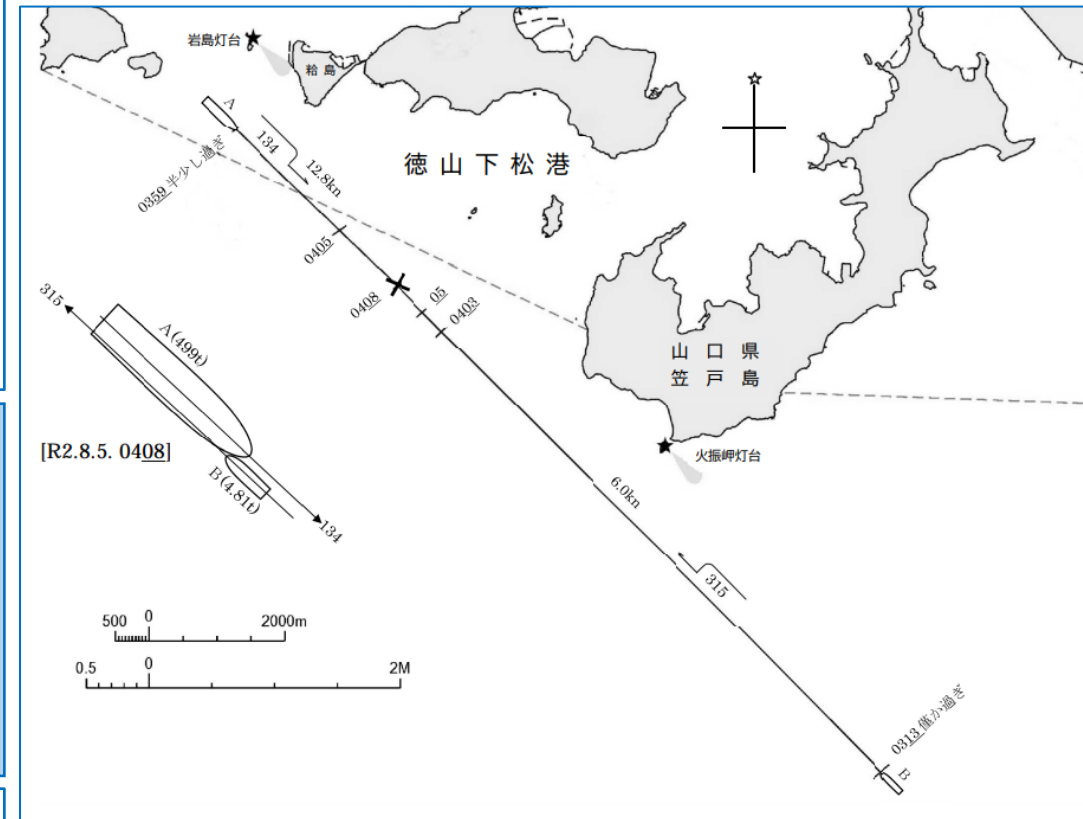
- 衝突地点付近は、海上交通安全法が適用される海域であるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、予防法が適用される。
- 両船は、ともに動力船で、互いに視野の内にあり、真向い又はほとんど真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近した
- 両船が互いに相手船の左舷側を通過することができるように、それぞれ針路を右に転じる義務を果たすのに十分な時間的、距離的余裕があった
- したがって、予防法第14条(行会い船)が適用される

**《原因等》** 夜間、両船が、ほとんど真向かいに行き会い衝突のおそれがある態勢で接近する際

- A 船:**見張り不十分**で、針路を右に転じなかった  
 A船長:接近する他船を見落とすことがないよう、見張りを十分に行うべきであった
- B 船:**動静監視不十分**で、針路を右に転じなかった  
 B船長:A船の灯火を視認した場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべきであった

**《背景》**

- A船長:航行に支障となる他船はいないものと思っていた
- B船長:A船の灯火を視認したとき、接近するまで時間があると見込み、船尾甲板で、漁獲物の選別に気をとられていた



[受審人]

(A船) 船長:四級海技士(航海)

(B船) 船長:小型船舶操縦士

《懲戒》

→ 戒告

→ 戒告